

岩手県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年6月28日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第8号

岩手県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域に係る施設)

第2条 条例第12条第1項第9号の公安委員会規則で定める施設は、別表のとおりとする。

(調査の手續)

第3条 条例第20条の規定に基づく説明又は資料の提出の求めは、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第20条の規定に基づく文書による説明又は資料の提出は、説明・資料提出書（様式第2号）により行わなければならない。

3 公安委員会は、第1項の求めについては、説明・資料提出書若しくは資料の提出期限又は口頭による説明（以下「口頭説明」という。）の日時までには相当な期間をおいて行うものとする。

4 条例第20条の規定に基づき説明又は資料の提出を求められた者が、正当な理由なく前項の提出期限までに説明・資料提出書若しくは資料を提出せず、又は同項の口頭説明の日時に出席しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭説明の聴取)

第4条 公安委員会は、条例第20条の規定に基づき口頭説明を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 条例第20条の規定に基づき口頭説明を求められた者（以下「説明者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により、口頭説明の日時又は場所（以下「口頭説明日時等」という。）の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定に基づく申出又は職権により、口頭説明日時等を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定に基づき口頭説明日時等を変更したとき、又は第2項の規定に基づく申出があった場合において口頭説明日時等を変更しなかったときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により説明者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第5条 条例第21条の規定に基づく勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(公表の方法)

第6条 条例第22条第1項の規定に基づく公表は、岩手県報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第20条の規定に基づく説明若しくは資料の提出を行わず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は正当な理由なく条例第21条の規定に基づく勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(意見を述べる機会の付与)

第7条 公安委員会は、条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項の公表の対象となる者（以下「当事者」という。）に対し、意見聴取通知書（様式第6号）により通知しなければならない。この場合において、口頭による意見の聴取（以下「口頭意見聴取」という。）を行う必要があると認めるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

2 公安委員会は、前項後段の場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

3 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

4 公安委員会は、第1項の規定による通知については、申述書の提出期限又は口頭意見聴取の日時までには相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、意見聴取公示送達書（様式第8号）を公安委員会の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

6 当事者が第4項の提出期限までに申述書を提出せず、又は同項の口頭意見聴取の日時に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

（口頭による意見の聴取）

第8条 公安委員会は、口頭意見聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 前条第1項後段の規定による通知を受けた者（以下「意見者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書（様式第9号）により、口頭意見聴取の日時又は場所（以下「意見聴取日時等」という。）の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定に基づく申出又は職権により、意見聴取日時等を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定に基づき意見聴取日時等を変更したとき、又は第2項の規定に基づく申出があった場合において意見聴取日時等を変更しなかったときは、速やかにその旨を意見聴取日時等決定通知書（様式第10号）により意見者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

第9条 条例第20条の規定に基づき説明若しくは資料の提出を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見を述べる機会に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（様式第11号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定に基づき選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第12号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	所在地
関谷珠算教室	盛岡市本町通二丁目5番24号
岩手第一珠算教室	盛岡市仙北二丁目5番9号
盛岡市医師会附属盛岡准看護学院	盛岡市愛宕町18番6号
第一珠算学校	北上市上江釣子17地割92番地

様式第1号（第3条関係）

（表）

岩公委発第 号
年 月 日

説明・資料提出要求書

様

岩手県公安委員会 印

岩手県暴力団排除条例第20条の規定に基づき、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を求める理由	
説明又は提出資料の内容	
説明・資料提出書及び資料の提出期限	年 月 日
説明・資料提出書又は資料の提出先	
備考	

説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

- 注1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 口頭による説明を求められた場合は、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。
- 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 正当な理由なく提出期限までに説明・資料提出書又は資料を提出しないとき（口頭による説明を求められた場合は、説明の日時に出頭しないとき）は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱います。
- 説明又は資料の提出を拒んだとき、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、岩手県暴力団排除条例第22条第1項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

問合せ先

様式第2号（第3条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

岩手県公安委員会 様

住所

氏名 印

〔 法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

岩手県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	岩公委発第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

(A4)

様式第3号（第4条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

岩手県公安委員会 様

住所

氏名 印

〔 法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

岩手県暴力団排除条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、次のとおり口頭による説明の日時・場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及 び日付	岩公委発第 号 年 月 日		
申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	

	変更後	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
申 出 理 由			

(A 4)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

		岩公委発第 号	
		年 月 日	
説明日時等決定通知書			
様			
岩手県公安委員会 印			
<p>岩手県暴力団排除条例施行規則第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時及び場所を決定しましたので通知します。</p>			
説明・資料提出要求書の番号及び日時		岩公委発第 号	
		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	説明の日時及び場所を変更しない理由		

注 該当する□の中にレ点を付けること。

(A 4)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

		岩公委発第 号	
		年 月 日	
勧告書			
様			
岩手県公安委員会 印			
<p>岩手県暴力団排除条例第 21 条の規定に基づき、次のとおり勧告します。</p>			
勧告の内容			

勧告の原因となる事実

正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、岩手県暴力団排除条例第22条第1項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

様式第6号(第7条関係)

(表)

岩公委発第	号
年 月 日	
意見聴取通知書	
様	
岩手県公安委員会 印	
岩手県暴力団排除条例第22条第2項の規定により次のとおり意見の聴取を行いますので、岩手県暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出期限	年 月 日まで
申述書の提出先	
備考	
意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりです。	

注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項
1 口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
3 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
4 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取の日時に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。
5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
6 提出期限までに申述書を提出しないとき、又は口頭による意見の聴取の日時に出頭しないときは、これを拒んだものとして取り扱います。

問合せ先

様式第7号（第7条関係）

申述書

年 月 日

岩手県公安委員会 様

住所

氏名 印

〔法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名〕

岩手県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の番号及び日付	岩公委発第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他当 該事実の内容についての意見	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

(A4)

様式第8号（第7条関係）

岩公委発第 号

年 月 日

意見聴取公示送達書

岩手県公安委員会 印

岩手県暴力団排除条例第22条第2項の規定による意見を述べる機会の付与を次のとおり行いますので、岩手県暴力団排除条例施行規則第7条第5項の規定に基づき通知します。

なお、同条第1項の意見聴取通知書は、 において保管していますので、来庁の上、受領してください。

意見を述べる機会を付与しよう とする者の氏名	
口頭による意見の聴取の機会の 付与の有無	

申述書及び証拠書類又は証拠物の提出期限又は出頭すべき日時	
申述書及び証拠書類又は証拠物の提出場所又は出頭すべき場所	
備 考	

備考 岩手県暴力団排除条例施行規則第7条第5項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が到達したものとみなされます。

(A4)

様式第9号(第8条関係)

意見聴取日時等変更申出書														
年 月 日														
岩手県公安委員会 様														
住所														
氏名 印														
〔法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名〕														
岩手県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、次のとおり口頭による意見の聴取の日時・場所の変更を申し出ます。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">意見聴取通知書の番号及び日付</td> <td style="padding: 5px;">岩公委発第 号 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="padding: 5px; text-align: center;">申出事項</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">変更前</td> <td style="padding: 5px;">日 時 年 月 日 時 分から</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">場 所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">変更後</td> <td style="padding: 5px;">日 時 年 月 日 時 分から</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">場 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">申 出 理 由</td> </tr> </table>		意見聴取通知書の番号及び日付		岩公委発第 号 年 月 日	申出事項	変更前	日 時 年 月 日 時 分から	場 所	変更後	日 時 年 月 日 時 分から	場 所	申 出 理 由		
意見聴取通知書の番号及び日付		岩公委発第 号 年 月 日												
申出事項	変更前	日 時 年 月 日 時 分から												
		場 所												
	変更後	日 時 年 月 日 時 分から												
		場 所												
申 出 理 由														

(A4)

様式第10号(第8条関係)

岩公委発第 号 年 月 日	
意見聴取日時等決定通知書	
様	

岩手県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時及び場所を決定したので通知します。

意見聴取通知書の番号及び日付		岩公委発第 号	
		年 月 日	
□ 変更決定	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
□ 不変更決定	意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由		

注 該当する□の中にレ点を付けること。

(A4)

様式第11号 (第9条関係)

代理人選任届出書	
年 月 日	
岩手県公安委員会 様	
住所	
氏名 印	
〔法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
説明又は資料の提出	
私は、岩手県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の者を代理人として選任し、	
意見の聴取	
に関する一切の行為をすることを委任します。	
説明・資料提出要求書又は意見聴取通知書の番号及び日付	岩公委発第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

備考 不要の文字は、横線で消してください。

様式第12号 (第9条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

岩手県公安委員会 様

住所

氏名 印

〔法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名〕

私の代理人は、その資格を失ったので、岩手県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出要求書又は意見聴取通知書の番号及び日付	岩公委発第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	